

(介護予防)特定施設入居者生活介護利用契約

社会医療法人 若竹会
サービス付き高齢者向け住宅
メディカルホームセントラル南馬込

(介護予防) 特定施設入居者生活介護利用契約

ご利用者 _____ 様 を甲とし、
事業者 _____ 社会医療法人 若竹会 _____ を乙とし、
下記のとおり特定施設入居者生活介護利用契約を締結します。

第1条 (目的)

乙は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条 (被保険者)

- 1 甲の契約日時点における介護予防、要介護状態区分は要介護 _____ です。
- 2 甲の介護予防、要介護認定の有効期間は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記の通りです。

(意見の記載のない場合は、斜線を引く)

- 4 甲と乙とは、この契約が更新される毎に、更新時点での甲の介護予防、要介護状態区分、要介護認定有効期間及び認定審査意見を確認し、乙はこれを確認表に記載して契約書末尾に添付します。

第3条 (事業者)

当施設は、介護保険法令に基づき、東京都知事の指定を受けた指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者です。

当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条 (契約期間と更新)

1 この利用契約の契約期間は、

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が介護予防、要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約満了日の30日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から、更新後の要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定期間の満了日とします。

第5条 ((介護予防) 特定施設サービス計画の作成・変更)

1 乙は、下記のものに、甲のための(介護予防)特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ(以下、計画作成担当者という)、計画作成担当者が本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任をもって指導・監督します。

(氏名)

2 計画作成担当者は、本契約締結後、速やかに(介護予防)特定施設サービス計画の作成に着手します。

3 計画作成担当者は、適切な方法により把握した、甲の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて甲が自立した生活を送ることが出来るよう支援する上で解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、その達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点を盛り込んだ(介護予防)特定施設サービス計画原案を作成します。

4 計画作成担当者は、(介護予防)特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、(介護予防)特定施設サービス計画の状況の把握を行い、必要に応じて(介護予防)特定施設サービス計画の変更をします。

5 甲は計画作成担当者に対し、いつでも(介護予防)特定施設サービス計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のないとき及び甲の不利益となる場合を除き、甲の希望に沿うように(介護予防)特定施設サービス計画の変更を行います。

6 計画作成担当者は、(介護予防)特定施設サービス計画原案を作成し、また、同計画を変更した場合には、甲(甲の代行者を含む)に対し、(介護予防)特定施設サー

ビス原案また、変更された特定施設サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

第6条 (介護サービスの内容及びその提供)

- 1 乙は、前条により作成される(介護予防)特定施設サービス計画に基づき本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの内容は「重要事項説明書」のとおりです。
- 2 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 甲は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。
 - ①入浴、排泄、食事、着替え等の介護その他生活上の世話
 - ②機能回復訓練
 - ③健康管理
 - ④相談、援助
- 4 甲は、介護保険給付対象外サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。
 - ①おむつの提供
 - ②清掃、洗濯等の家事
 - ③理美容
 - ④買い物、役所手続きの代行
 - ⑤医師の往診等療養上の世話
 - ⑥レクリエーション
 - ⑦その他生活サービス
- 5 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲(甲の代行者を含む)から求められた時には、各種サービスの提供方法について説明をします。
- 6 乙は、甲または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。
- 7 乙は、甲が乙の提供する当該サービスに代えて、乙以外のものが提供するサービスを利用することを妨げません。
- 8 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利用状況等を把握するようにします。

第7条 (計画作成までのサービス)

乙は甲に対し、本契約締結後第5条の計画書が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

第8条 (介護の場所)

- 1 乙は、甲のより適切な介護のため必要とする場合には、専用居室において、介護をします。
- 2 前項の必要性の判断は、甲の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。なお、緊急の場合で医師の意見を事前に求めることができなかつたときは、事後速やかに医師の意見を聞き、適切な措置を執ります。
- 3 乙は第1項の判断に際し、甲の意思を確認し、もしくは身元引受人の意見を聞くこととします。

第9条 (健康管理)

- 1 乙は、甲の健康状態に留意しつつ、乙が別途定める健康管理基準に従い、看護職員による健康相談及び健康診査を実施し、甲の健康を維持します。
- 2 乙は、甲が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合には、乙の協力医療機関、甲の主治医または、乙の施設において必要な治療等が受けられるよう、医療機関との連絡、紹介等の協力をします。
- 3 乙は、甲が急に身体等の具合が悪くなった場合は、的確かつ迅速に応急処置をなし、状況により、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療が受けられるようにします。

第10条 (相談及び援助)

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、甲及び甲に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

第11条 (利用料の支払い)

- 1 甲は乙に対し、(介護予防)特定施設サービス計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 甲は、甲が乙に支払うべき(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、乙が甲に代わって市町村より支払いを受けることに同意します(以下法定代理受領サービスという)。
- 3 乙は、甲に対し、毎月翌月15日までに、当月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、甲が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を明記します。
- 4 甲は乙に対し、当月の利用料等を、乙の指定する方法により支払います。
- 5 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。

領収証には、乙が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

第12条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

乙は、法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払いを受けたときは、甲に対し、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第13条 (介護サービスの記録)

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に際し作成した記録を、完了日から2年間保存します。
- 2 甲または甲の家族は乙に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に際し、乙は謄写請求者に対し、実費相当額を請求することが出来ます。

第14条 (契約の終了)

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 要介護の認定更新において、甲が自立と認定された場合
- 2 甲が死亡した場合
- 3 甲が第15条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した場合
- 4 乙が第16条に基づき解除を通告し、予告期間を満了した場合
- 5 甲が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合
- 6 甲と乙の間で、施設利用契約が終了した場合

第15条 (甲の契約解除)

甲は乙に対し、いつでも30日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第16条 (乙の契約解除)

乙は、甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく3ヶ月滞納した場合、甲に対して2週間以内に支払うよう催告したにもかかわらず、満額の支払いがない場合は、30日間の予告期間において、この契約を解除することがあります。

第17条 (精算)

甲が、(介護予防)特定施設入居者生活介護に関し、乙から事前に受領している利

用料等があり、精算の必要が生じた場合は、別途定める精算手続きにより精算します。

第18条 (損害賠償)

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。
但し、甲に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
- 2 乙は、万が一の事故発生に供えて日本興亜損害保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

第19条 (緊急時の対応)

乙は、甲が急に身体等の具合が悪くなった場合その他必要な場合は、的確かつ迅速に応急処置をなし、状況により、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療が受けられる等必要な措置をします。

第20条 (身元引受人)

- 1 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行する責任を負います。負担額は極度額 30 万円を限度とします。
- 3 身元引受人が負担する債務の元本は、甲又は身元引受人が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 身元引受人の請求があったときは、乙は身元引受人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第21条 (秘密保持)

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を、身元引受人の個人情報を用いる場合には身元引受人の同意を、各々あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において甲、甲の家族又は身元引受人の個人情報を用いませぬ。

4 乙及び乙の従業員は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲、甲の家族、ないしは身元引受人の同意を得ることなく、甲、甲の家族、ないしは身元引受人の個人情報を使用することがあります。

(1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除される時。

(2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難である時

(3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時。

第22条 (苦情処理)

1 甲、甲の家族または身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載のご利用者相談室に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

2 甲は、介護保険法令に従い、市区町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。

3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇もいたしません。

第23条 (サービスのチェック)

1 乙は、オンブズマン組織と提携し、定期または抜き打ちに書面または訪問による調査を受けることがあります。調査の結果は、必要な限り甲に報告します。

2 乙は、自治体オンブズマンから調査の申入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しみません。

3 民間または自治体のオンブズマンの発動が、甲または甲の家族もしくは身元引受人の申入れによるものであっても、乙は甲に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いも致しません。

第24条 (契約の定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意を持って解決するものとし、

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

ご利用者(甲)	私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約の定めるところに従い、貴施設において、各種サービスを利用することを申し込みます。			
	住所	〒		
	氏名	様		印
	電話番号		FAX	
署名代行者	私は、下記の理由により、利用者に代わって、上記の署名を行いました。 理由 () 私は、利用者の契約意思を確認しました。			
	住所	〒		
	氏名	様		印
	電話番号		FAX	
身元引受人	私は、以上契約の内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人としての責任について理解しました。			
	住所	〒		
	氏名	様		印
	電話番号		FAX	
事業者(乙)	当事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業者として甲の申込みを受諾し、ここに定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。			
	所在地	茨城県牛久市柏田町 1589-3		
	名称	社会医療法人 若竹会		
	代表者名	理事長 金子 洋子		印
	電話番号	029-872-1771	FAX	029-874-4763

